

# 兵庫県公報

平成27年3月13日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>人事委員会規則</b>	
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
○ 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則	32
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	33
<b>人事委員会告示</b>	
○ 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	33

## 公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則**（人事委員会規則第2号）  
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則**（人事委員会規則第3号）  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が従事制限を受ける地位について、引用する法律の条文を改めることとした。
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則**（人事委員会規則第4号）  
警察職1級の職への採用を選考から競争試験に改めるとともに、公募によらない選考採用が実施できることを明確にするため、所要の改正を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

兵庫県人事委員会  
委員長 伊藤 聡

### 兵庫県人事委員会規則第2号

#### 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第29条の4第2号中「が30分以上短縮されること又は距離の短縮及び職員の通勤に係る交通事情等」を「又は距離の短縮及び職員の通勤に係る交通事情等」に、「がこれに相当する」を「に相当程度資するものである」に改める。

第29条の8第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第17条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第29条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所等に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

ア 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされたこと。

イ 派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ウ 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和35年兵庫県条例第52号。以下「分限条例」という。）第2条第1号の規定による休職から復職したこと。

第33条の4第3項第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第8号中「1,500キロメートル以上」の右に「2,000キロメートル未満」を加え、「45,000円」を「48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(10) 2,500キロメートル以上 58,000円

第33条の5第7号を次のように改める。

(7) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第33条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所等に通勤することが第33条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 再任用をされたこと。

イ 派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ウ 分限条例第2条第1号の規定による休職から復職したこと。

第33条の5第8号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

第36条の2第1項中「第24条の2第2項」を「第24条の2第3項第1号」に改め、同条第2項中「第24条の2第2項ただし書」を「第24条の2第3項第1号」に改める。

第36条の4を第36条の5とし、第36条の3を第36条の4とし、第36条の2の次に次の1条を加える。

第36条の3 条例第24条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、管理職手当を受ける職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分（管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあつては、当該職について別に定める区分）に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(1) 1種 6,000円

(2) 2種 5,500円

(3) 3種 5,000円

(4) 4種 4,500円

(5) 5種 3,500円

(6) 6種 3,000円

(7) 7種 2,000円

2 条例第24条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職手当を受ける職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附則に次の1項を加える。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

8 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第43号）附則第12項の規定により読み替えられた条例第17条の2第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、26,000円とする。

別表第1中

歯 科 技 工 士	短 大 卒	2 級 19 号 給
	高 校 卒	2 級 9 号 給

を

歯 科 技 工 士	短 大 3 卒	2 級 25 号 給
	短 大 卒	2 級 19 号 給

に改める。

別表第5中

歯 科 技 工 士	短 大 卒	0	5.5 6	4 10	4 14	2 16
	高 校 卒	0	8 8	4 12	4 16	2 18

を

歯 科 技 工 士	短 大 3 卒	0	4 4	4 8	4 12	2 14
	短 大 卒	0	5.5 6	4 10	4 14	2 16

に改める。

別表第10 1の款4の項第2号中「防衛医科大学校」を「防衛医科大学校医学教育部医学科」に改め、同款6の項中第15号を第16号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業生

別表第10 2の款1の項中第21号を第22号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第14条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程(「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業生

別表第10 2の款2の項第14号中「歯科技工士養成所」の右に「の課程」を、「卒業生」の右に「(短大卒の欄第1号(13)に規定するものを除く。)」を加え、同表3の款2の項第7号を削る。

別表第17備考2中「100分の8」を「条例第16条の2第2項第1号に規定する1級地の割合とし、乙地の支給割合は同項第3号に規定する3級地の割合」に改める。

別表第17の2中

県 立 川 西 緑 台 高 等 学 校	川西市向陽台1丁目	1 級 地
県 立 川 西 高 等 学 校	川西市加茂3丁目	1 級 地

を

県 立 川 西 緑 台 高 等 学 校	川西市向陽台1丁目	1 級 地
---------------------	-----------	-------

に改める。

別表第20及び別表第20の2を次のように改める。

別表第20 (第13条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給								
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	2	1	6	6	2	2	1	1
15	1	3	1	7	7	3	3	1	1
16	1	4	1	8	8	4	4	1	1
17	1	5	1	9	9	5	5	1	1
18	1	6	1	10	10	6	6	2	1
19	1	7	1	11	11	7	7	3	1
20	1	8	1	12	12	8	8	4	1
21	1	9	1	13	13	9	9	5	1
22	1	10	2	14	14	10	10	6	2
23	1	11	3	15	15	11	11	7	3
24	1	12	4	16	16	12	12	8	4
25	1	13	5	17	17	13	13	9	5
26	1	14	6	18	18	14	14	10	6
27	1	15	7	19	19	15	15	11	7
28	1	16	8	20	20	16	16	12	8
29	1	17	9	21	21	17	17	13	9
30	1	18	10	22	22	18	18	13	10
31	1	19	11	23	23	19	19	13	11
32	1	20	12	24	24	20	20	13	12
33	1	21	13	25	25	21	21	13	13
34	2	22	14	26	26	21	22	14	13
35	3	23	15	27	27	22	23	14	13
36	4	24	16	28	28	22	24	14	14
37	5	25	17	29	29	23	25	14	14
38	6	26	18	30	30	23	25	14	14
39	7	27	19	31	31	24	26	15	15
40	8	28	20	32	32	24	26	15	15
41	9	29	21	33	33	25	27	15	15
42	10	30	22	34	34	25	27	15	16
43	11	31	23	35	35	26	28	15	16

44	12	32	24	36	36	26	28	16	16
45	13	33	25	37	37	27	28	16	17
46	14	34	26	38	38	27	28	16	
47	15	35	27	39	39	28	28	16	
48	16	36	28	40	40	28	29	16	
49	17	37	29	41	41	29	29	17	
50	18	38	30	42	41	29	29		
51	19	39	31	43	42	29	29		
52	20	40	32	44	42	29	29		
53	21	41	33	45	43	30	30		
54	22	42	34	46	43	30	30		
55	23	43	35	47	44	30	30		
56	24	44	36	48	44	30	30		
57	25	45	37	49	45	31	30		
58	25	45	38	50	45	31	31		
59	26	46	39	51	46	31	31		
60	26	46	40	52	46	31	31		
61	27	47	41	53	47	31	31		
62	27	47	42	54	47	31	31		
63	28	48	43	55	48	31	32		
64	28	48	44	56	48	31	32		
65	29	49	45	57	49	31	32		
66	29	49	45	58	49	31			
67	30	50	45	59	50	31			
68	30	50	46	60	50	32			
69	31	51	46	61	50	32			
70	31	51	46	62	50	32			
71	32	52	47	63	50	32			
72	32	52	47	64	50	32			
73	33	53	47	65	50	32			
74	33	53	48	66	50	32			
75	34	53	48	67	50	32			
76	34	53	48	68	50	32			
77	35	54	49	68	51	32			
78	35	54	49	68	51	32			
79	36	54	49	68	51	32			
80	36	54	50	68	51	32			
81	37	55	50	69	51	33			
82	38	55	50	69	51	33			
83	39	55	51	69	51	34			
84	40	55	51	69	51	34			
85	41	56	51	69	51	35			
86	41	56	52	70	51				
87	42	56	52	70	51				
88	42	56	52	70	51				
89	43	57	53	71	52				

90	43		53	72	52				
91	44		53	73	52				
92	44		53	74	52				
93	45		54	75	53				
94			54						
95			54						
96			54						
97			55						
98			55						
99			55						
100			55						
101			55						
102			56						
103			56						
104			56						
105			56						
106			56						
107			57						
108			57						
109			57						
110			57						
111			57						
112			58						
113			58						
114			58						
115			58						
116			58						
117			59						

備考 この表の昇格後の号給欄中「3級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第20の2（第13条関係）

研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1

14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23
50	23	17	31	23
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	30	22	38	27
60	30	22	38	27

61	31	23	39	27
62	31	23	39	28
63	32	24	40	28
64	32	24	40	28
65	33	25	41	29
66	33	25	41	29
67	34	26	41	29
68	34	26	42	30
69	35	27	42	30
70	35	27	42	30
71	36	28	43	31
72	36	28	43	31
73	37	29	43	31
74	37	29	43	31
75	38	30	44	31
76	38	30	44	31
77	39	31	44	32
78	39	31	44	
79	40	32	45	
80	40	32	45	
81	41	33	45	
82	41	33	45	
83	42	33	46	
84	42	34	46	
85	43	34	46	
86	43	34	46	
87	44	35	47	
88	44	35	47	
89	45	35	47	
90	46	36	48	
91	47	36	48	
92	48	36	48	
93	49	37	49	
94	50	37		
95	51	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54			
99	55			
100	56			
101	57			
102	57			
103	58			
104	58			
105	59			
106	59			
107	60			

108	60		
109	61		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第20の4及び別表第20の5を次のように改める。

別表第20の4（第13条関係）

看護職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20

37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	

83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67	44	
95	74	71	83	68	44	
96	74	72	84	68	44	
97	75	73	85	68	45	
98	75	74	85	68	45	
99	76	75	86	69	45	
100	76	76	86	69	45	
101	77	77	87	69	46	
102	78	78	87	69	46	
103	79	79	88	70	46	
104	80	80	88	70	46	
105	81	81	89	70	47	
106	81	81	90	70		
107	81	81	91	71		
108	81	82	92	71		
109	82	82	92	71		
110	82	82	92	71		
111	82	83	93	72		
112	82	83	93	72		
113	83	83	93	73		
114	83	84	94	73		
115	83	84	94	74		
116	83	84	94	74		
117	84	85	95	75		
118	84	85	95	75		
119	84	85	95	76		
120	84	85	96	76		
121	85	86	96	77		
122	85	86	96	78		
123	85	86	97	79		
124	85	86	97	80		
125	86	87	97	81		
126	86	87	98	81		
127	86	87	99	82		
128	86	87	100	82		
129	87	88	101	83		

130	87	88	102	83		
131	87	88	103	84		
132	87	88	104	84		
133	88	89	105	85		
134	88	89	106	86		
135	88	89	107	87		
136	88	90	108	88		
137	89	90	109	89		
138	89	90				
139	89	90				
140	89	90				
141	90	91				
142	90	91				
143	90	91				
144	90	91				
145	91	91				
146	91	92				
147	91	92				
148	91	92				
149	92	92				
150	92	92				
151	92	93				
152	92	93				
153	93	93				
154	93	93				
155	93	93				
156	93	94				
157	94	94				
158	94	94				
159	94	95				
160	94	95				
161	95	95				
162	95	96				
163	95	96				
164	95	96				
165	96	97				
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					
170	97					
171	97					
172	98					
173	98					
174	98					
175	99					
176	99					

177	99				
-----	----	--	--	--	--

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

## 別表第20の5（第13条関係）

警察職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26

39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	30
48	40	36	32	24	40	40	36	30
49	41	37	33	25	41	41	37	30
50	42	38	34	26	42	42	38	31
51	43	39	35	27	43	43	39	31
52	44	40	36	28	44	44	40	31
53	45	41	37	29	45	45	41	31
54	46	42	38	30	46	46	41	31
55	47	43	39	31	47	47	42	31
56	48	44	40	32	48	48	42	32
57	49	45	41	33	49	49	43	32
58	50	46	42	34	50	49	43	32
59	51	47	43	35	51	49	44	32
60	52	48	44	36	52	50	44	32
61	53	49	45	37	53	50	44	32
62	54	50	46	38	54	50	44	32
63	55	51	47	39	55	51	44	33
64	56	52	48	40	56	51	44	33
65	57	53	49	41	57	51	44	33
66	58	54	50	42	58	52	44	33
67	59	55	51	43	59	52	44	33
68	60	56	52	44	60	52	44	33
69	61	57	53	45	61	52	45	34
70	62	58	54	45	62	52	45	34
71	63	59	55	46	63	52	45	34
72	64	60	56	46	64	52	45	34
73	65	61	57	47	65	52	45	34
74	66	62	58	47	66	52	45	34
75	67	63	59	48	67	52	45	35
76	68	64	60	48	68	53	45	35
77	69	65	61	49	68	53	45	35
78	70	66	62	50	68	53	45	
79	71	67	63	51	69	53	45	
80	72	68	64	52	70	53	46	
81	73	69	65	53	71	53	46	
82	74	70	66	54	72	53	46	
83	75	71	67	55	73	53	47	
84	76	72	68	56	74	53	47	

85	77	73	69	57	75	53	47	
86	78	74	69	57	76	53	47	
87	79	75	70	58	77	53	47	
88	80	76	70	58	78	54	47	
89	81	77	71	59	79	54	48	
90	81	78	71	59	80	54	48	
91	82	79	72	60	81	55	48	
92	82	80	72	60	82	55	48	
93	83	81	73	61	83	55	48	
94	83	82	74	61	84	55		
95	84	83	75	61	85	56		
96	84	84	76	62	86	56		
97	85	85	77	62	87	56		
98	86	86	78	62	87	56		
99	87	87	79	63	88	56		
100	88	88	80	63	88	57		
101	89	89	81	63	89	57		
102	90	89	82	64	89			
103	91	90	83	64	90			
104	92	90	84	64	90			
105	93	91	85	65	91			
106	93	91	86	66				
107	94	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	95	93	89	68				
110	95	94	89	68				
111	96	95	90	68				
112	96	96	90	68				
113	97	97	91	68				
114	97	98	91	68				
115	98	99	92	68				
116	98	100	92	68				
117	99	101	93	69				
118	99	101	93	69				
119	100	101	94	69				
120	100	102	94	69				
121	101	102	95	69				
122	101	102	95	69				
123	101	103	96	69				
124	102	103	96	69				
125	102	103	96	69				
126	102	104	96	69				
127	103	104	96	70				
128	103	104	96	70				
129	103	105	96	71				
130	104	105	96	71				
131	104	105	96	72				

132	104	106	96	72				
133	105	106	97	73				
134		106	97	74				
135		107	97	75				
136		107	97	76				
137		107	97	77				
138		108	98					
139		108	99					
140		108	100					
141		109	100					
142		109	101					
143		110	102					
144		110	103					
145		111	104					
146		111	105					
147		111	106					
148		111	107					
149		111	108					
150		112	109					
151		112	110					
152		112	111					
153		113	112					
154		114	113					
155		115	114					
156		116	115					
157		117	116					
158		118						
159		119						
160		120						
161		121						
162		122						
163		123						
164		124						
165		125						

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第21中「第36条の4」を「第36条の5」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第28条の4第2号中「が30分以上短縮されること又は距離の短縮及び職員の通勤に係る交通事情等」を「又は距離の短縮及び職員の通勤に係る交通事情等」に、「がこれに相当する」を「に相当程度資するものである」に改める。

第28条の8第2号を次のように改める。

- (2) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第19条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第28条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担すること

を常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所等に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

ア 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされたこと。

イ 派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ウ 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和35年兵庫県条例第52号。以下「分限条例」という。）第2条第1号の規定による休職から復職したこと。

第32条の4第3項第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第8号中「1,500キロメートル以上」の右に「2,000キロメートル未満」を加え、「45,000円」を「48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(10) 2,500キロメートル以上 58,000円

第32条の5第7号を次のように改める。

(7) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第32条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所等に通勤することが第32条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 再任用をされたこと。

イ 派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ウ 分限条例第2条第1号の規定による休職から復職したこと。

第32条の5第8号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

第33条第1項を次のように改める。

条例第20条第1項の規定により、管理又は監督の地位にある職員で人事委員会規則で定める者（以下「管理職員」という。）とは、別表第16の3に掲げる職を占めるものとする。

第33条第2項中「前項に掲げる」を「第1項に規定する」に、「職員」を「管理職員」に改め、同項第1号中「別表第16の3」を「別表第16の4」に改め、同項第2号中「別表第16の4」を「別表第16の5」に改め、「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第16の3に掲げる職に係る手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、職務の特殊性その他の事情により特に必要があると認めるときは、別に定める区分とすることができる。

第42条の2第1項中、「第27条の2第2項」を「第27条の2第3項第1号」に改め、「その者の占める職又は職務に係る第33条第1項各号に掲げる区分」を「管理職手当を受ける職員の占める職に係る別表第16の3に掲げる区分（第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項第2号の前に次の1号を加える。

(1) 4種 9,000円

第42条の2第2項中「第27条の2第2項ただし書」を「第27条の2第3項第1号」に改める。

第42条の3を第42条の4に改め、第42条の2の次に次の1条を加える。

第42条の3 条例第27条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、管理職手当を受ける職員の占める職に係る別表第16の3に掲げる区分（第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(1) 4種 4,500円

(2) 5種 3,500円

(3) 6種 3,000円

2 条例第27条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職手当を受ける職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附則に次の1項を加える。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

8 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年兵庫県条例第43号)附則第19項の規定により読み替えられた条例第19条の2第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、26,000円とする。

別表第7 1の款4の項第2号中「防衛医科大学校」を「防衛医科大学校医学教育部医学科」に改め、同款6の項中第16号を第17号とし、第7号から第15号を1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業者

別表第7 2の款1の項第21号を第22号とし、第13号から第20号を1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第14条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程(「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業者

別表第7 2の款2の項第14号中「歯科技工士養成所」の右に「の課程」を、「卒業者」の右に「(短大卒の欄第1号(13)に規定するものを除く。)」を加え、同表3の款2の項第7号を削る。

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款2級の項中「10,570円」を「10,561円」に、「10,701円」を「10,687円」に、「10,831円」を「10,804円」に、「10,957円」を「10,926円」に、「11,079円」を「11,043円」に改め、同表第19条の4第1項第2号の職員の款2級の項中「10,570円」を「10,561円」に、「10,701円」を「10,687円」に、「10,831円」を「10,804円」に、「10,957円」を「10,926円」に改める。

同表第15の2及び別表第15の3を次のように改める。

別表第15の2(第12条関係)

高等学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1

23	15	1	1	1
24	16	1	2	1
25	17	1	3	1
26	18	1	4	1
27	19	1	5	1
28	20	1	6	1
29	21	1	7	1
30	22	1	8	1
31	23	1	9	1
32	24	1	10	1
33	25	1	11	1
34	26	1	12	1
35	27	1	13	1
36	28	1	14	1
37	29	1	15	1
38	30	1	16	1
39	31	1	17	1
40	32	1	18	1
41	33	1	20	1
42	34	1	21	2
43	35	1	22	3
44	36	2	23	4
45	37	3	24	5
46	38	4	25	6
47	39	5	26	7
48	40	6	27	8
49	41	7	28	9
50	41	8	28	10
51	42	9	29	11
52	42	10	30	12
53	43	11	31	13
54	43	12	32	14
55	44	13	33	15
56	44	14	34	16
57	45	15	35	17
58	45	16	36	18
59	46	17	37	19
60	46	18	38	20
61	47	19	39	21
62	47	20	40	22
63	48	21	41	23
64	48	22	42	24
65	49	23	43	25
66	50	24	44	25
67	51	25	45	26

68	52	26	46	26
69	53	27	48	27
70	53	28	49	27
71	54	29	50	28
72	54	30	50	28
73	55	31	51	29
74	55	32	51	29
75	56	33	52	30
76	56	34	52	30
77	57	35	53	31
78	57	36	54	31
79	58	37	55	32
80	58	38	55	32
81	59	39	56	33
82	59	40	56	33
83	60	41	57	34
84	60	42	58	34
85	61	43	59	35
86	61	44	59	35
87	62	45	60	36
88	62	46	61	36
89	63	47	61	37
90	63	48	62	37
91	64	49	62	38
92	64	50	63	38
93	65	51	63	39
94	65	52	63	
95	66	53	64	
96	66	54	64	
97	67	55	64	
98	67	56	64	
99	68	57	65	
100	68	58	65	
101	69	59	65	
102	69	60	65	
103	69	61	66	
104	70	62	66	
105	70	63	66	
106	70	64	66	
107	71	65	67	
108	71	66	67	
109	71	67	67	
110	72	68	67	
111	72	69	68	
112	72	69	68	
113	73	70	68	
114	73	70	68	

115	73	71	69	
116	73	72	69	
117	73	73	69	
118	74	74	69	
119	74	75	70	
120	74	76	70	
121	74	77	70	
122	74	77		
123	75	78		
124	75	78		
125	75	79		
126	75	80		
127	75	81		
128	76	82		
129	76	83		
130	76	83		
131	76	84		
132	76	84		
133	77	85		
134	77	85		
135	77	86		
136	77	86		
137	77	87		
138	77	87		
139	77	88		
140	77	88		
141	78	89		
142	78	89		
143	78	90		
144	78	90		
145	78	91		
146	78	92		
147	78	93		
148	78	94		
149	79	95		
150	79	96		
151	79	97		
152	79	97		
153	79	98		
154	79	98		
155	79	99		
156	79	100		
157	80	101		
158	80	102		
159	80	103		
160	80	104		
161	80	104		

162	80	105		
163	80	106		
164	80	107		
165	81	107		
166	81	108		
167	81	109		
168	81	110		
169	81	110		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

## 別表第15の3（第12条関係）

## 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	2	1
9	1	1	3	1
10	2	1	4	1
11	3	1	5	1
12	4	1	6	1
13	5	1	7	1
14	6	1	8	1
15	7	1	9	1
16	8	1	10	1
17	9	1	11	1
18	10	1	12	1
19	11	1	13	1
20	12	1	14	1
21	13	1	15	1
22	14	1	16	1
23	15	1	17	1
24	16	1	18	1
25	17	1	19	1
26	18	1	20	1
27	19	1	21	1
28	20	1	22	1
29	21	1	23	1
30	22	1	24	1
31	23	1	25	1

32	24	1	26	1
33	25	1	27	1
34	26	1	28	1
35	27	1	29	1
36	28	1	30	1
37	29	1	31	1
38	30	1	32	1
39	31	1	33	1
40	32	1	34	1
41	33	1	36	1
42	34	1	37	1
43	35	1	38	1
44	36	2	39	1
45	37	3	40	1
46	38	4	41	1
47	39	5	42	1
48	40	6	43	1
49	41	7	44	1
50	41	8	45	1
51	42	9	46	1
52	42	10	47	1
53	43	11	48	1
54	43	12	49	1
55	44	13	49	1
56	44	14	50	1
57	45	15	51	1
58	45	16	52	2
59	46	17	53	3
60	46	18	54	4
61	47	19	55	5
62	47	20	56	6
63	48	21	57	7
64	48	22	58	8
65	49	23	59	9
66	49	24	60	10
67	50	25	61	11
68	50	26	62	12
69	51	27	63	13
70	51	28	63	14
71	52	29	64	15
72	52	30	64	16
73	53	31	65	17
74	54	32	66	18
75	55	33	68	19
76	56	34	69	20
77	57	35	70	20

78	57	36	70	20
79	58	37	71	20
80	58	38	72	20
81	59	39	73	21
82	59	40	73	21
83	60	41	74	21
84	60	42	75	21
85	61	43	76	21
86	61	44	77	22
87	61	45	78	22
88	62	46	79	22
89	62	47	79	22
90	62	48	80	22
91	63	49	80	23
92	63	50	81	23
93	63	51	81	23
94	64	52	82	23
95	64	53	82	24
96	64	54	83	24
97	65	55	83	24
98	65	56	84	25
99	65	57	84	25
100	65	58	85	25
101	65	59	85	26
102	66	60	86	26
103	66	61	86	27
104	66	62	87	27
105	66	63	87	28
106	66	64	88	28
107	67	65	88	29
108	67	66	89	29
109	67	67	89	30
110	67	67	90	30
111	67	68	90	31
112	68	68	91	31
113	68	69	91	32
114		70	92	
115		71	93	
116		72	94	
117		73	95	
118		74	96	
119		75	97	
120		75	98	
121		76	99	
122		76	100	
123		77	101	
124		78	102	

125		79	102	
126		79		
127		80		
128		80		
129		81		
130		82		
131		83		
132		84		
133		85		
134		85		
135		86		
136		86		
137		87		
138		87		
139		88		
140		88		
141		89		
142		90		
143		91		
144		92		
145		93		
146		93		
147		94		
148		94		
149		95		
150		95		
151		96		
152		96		
153		97		
154		97		
155		98		
156		98		
157		99		
158		100		
159		101		
160		102		
161		103		
162		104		
163		105		
164		106		
165		107		
166		107		
167		108		
168		108		
169		109		
170		110		
171		111		

172		112		
173		112		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第16備考2中「100分の8」を「条例第18条の2第2項第1号に規定する1級地の割合とし、乙地の支給割合は同項第3号に規定する3級地の割合」に改める。

別表第16の2中

「

県立川西緑台高等学校	川西市向陽台1丁目	1級地
県立川西高等学校	川西市加茂3丁目	1級地

」

を

「

県立川西緑台高等学校	川西市向陽台1丁目	1級地
------------	-----------	-----

」

に改める。

別表第16の3及び別表第16の4を次のように改める。

別表第16の3（第33条関係）

(1) 高等学校教育職給料表

職務の級	区 分	管 理 職 手 当
5級	4種	79,600円
	5種	68,300円
	6種	56,900円
4級	5種	65,000円
	6種	54,200円

(2) 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	区 分	管 理 職 手 当
5級	4種	76,000円
	5種	65,100円
4級	5種	64,500円
	6種	53,700円

備考

別表第16の3に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める管理職員に支給する管理職手当については、当該管理職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- (1) 当該管理職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当未満の額
- (2) 当該管理職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当を超える額
- (3) 当該管理職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当未満の額

(4) 当該管理職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当を超える額

別表第16の4（第33条関係）

(1) 高等学校教育職給料表

職務の級	区 分	管 理 職 手 当
5 級	4 種	74,400 円
	5 種	63,700 円
	6 種	53,100 円
4 級	5 種	50,700 円
	6 種	42,300 円

(2) 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	区 分	管 理 職 手 当
5 級	4 種	72,600 円
	5 種	62,200 円
4 級	5 種	49,700 円
	6 種	41,400 円

備考

別表第16の3に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める管理職員に支給する管理職手当については、当該管理職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- (1) 当該管理職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当未滿の額
- (2) 当該管理職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当を超える額
- (3) 当該管理職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当未滿の額
- (4) 当該管理職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当を超える額

別表第16の4を別表第16の5とし、別表第16の3を別表第16の4とし、別表第16の2の次に次の1表を加える。

別表第16の3（第33条関係）

組織名	職	区分
1 高等学校及び中等教育学校	(1) 25学級以上の規模の学校、全日制・定時制併置校、全日制・通信制併置校、多部制校、分校設置校その他これらに準ずる学校として人事委員会が別に定める学校（(2)の項において「大規模高校等」という。）に勤務する校長（校長（副校長を除く。）が本務として勤務する学校の副校長を除く。）	4 種
	(2) 次のア又はイに掲げる管理職員 ア (1)の項に掲げる校長以外の校長（校長（副校長を除く。）が本務として勤務する学校の副校長を除く。） イ 大規模高校等に勤務する管理職員で次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの	5 種

	(7) 校長に事故がある場合又は校長が欠けた場合にその職務を行う者で任命権者が指定するもの (4) 校長（副校長を除く。）が本務として勤務する学校の副校長 (5) 教頭	
	(3) (1)の項及び(2)の項に掲げる管理職員以外の管理職員	6種
2 特別支援学校	(1) 31学級以上の規模の学校、分校設置校、分教室設置校その他これらに準ずる学校として人事委員会が別に定める学校((2)の項において「大規模特別支援学校等」という。)に勤務する校長（校長（副校長を除く。）が本務として勤務する学校の副校長を除く。）	4種
	(2) 次のア又はイに掲げる管理職員 ア (1)の項に掲げる校長以外の校長（校長（副校長を除く。）が本務として勤務する学校の副校長を除く。） イ 大規模特別支援学校等に勤務する管理職員で次の(7)から(9)までのいずれかに該当するもの (7) 校長に事故がある場合又は校長が欠けた場合にその職務を行う者で任命権者が指定するもの (4) 校長（副校長を除く。）が本務として勤務する学校の副校長 (5) 教頭	5種
	(3) (1)の項及び(2)の項に掲げる管理職員以外の管理職員	6種
3 中学校及び小学校	(1) 次のア又はイに掲げる管理職員 ア 16学級以上の規模の中学校又は教育上特別の配慮が必要な課題を抱える中学校として県教育委員会が人事委員会と協議して別に定める中学校((2)の項において「大規模中学校等」という。)に勤務する校長 イ 19学級以上の規模の小学校又は教育上特別の配慮が必要な課題を抱える小学校として県教育委員会が人事委員会と協議して別に定める小学校((2)の項において「大規模小学校等」という。)に勤務する校長	4種
	(2) 次のアからウまでに掲げる管理職員 ア (1)の項に掲げる校長以外の校長 イ 大規模中学校等に勤務する教頭 ウ 大規模小学校等に勤務する教頭	5種
	(3) (2)イの項及び(2)ウの項に掲げる教頭以外の教頭	6種

備考

1 本校と分校、分教室又は訪問学級（以下「分校等」という。）を区別してそれぞれに教頭が置かれる場合、本校と分校等を区別して教頭の区分を決定し、分校等に勤務する教頭の区分は6種とする。

2 同一校に複数の教頭が置かれる場合、当該校に勤務する教頭の区分は6種とする。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第3条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 警察本部の款中「(室)の右に「・所」を加える。

（職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正）

第4条 職員等の寒冷地手当に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「地域に所在する事務所等及び学校等との均衡上必要があると認められる」を削り、同条中「職員の給与条例第20条第1項第2号」を「職員の給与条例第20条第1項の人事委員会規則で定める事務所等」に、「教育職員の給与条例第25条第1項第2号の人事委員会規則で定めるもの」を「教育職員の給与

条例第25条第1項の人事委員会規則で定める学校等」に改める。

第6条第2項中「各号」を削り、「掲げる職員のいずれか」を「規定する職員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事務所等及び学校等	所在地
高橋小学校	豊岡市但東町久畑
清滝小学校	豊岡市日高町山宮
豊岡南警察署清滝駐在所	豊岡市日高町山宮
豊岡南警察署神鍋駐在所	豊岡市日高町栗栖野
関宮中学校	養父市吉井
関宮小学校	養父市吉井
養父警察署熊次駐在所	養父市外野
養父署関宮駐在所	養父市関宮
養父署吉井駐在所	養父市中瀬
生野高等学校	朝来市生野町真弓
生野中学校	朝来市生野町真弓
生野小学校	朝来市生野町口銀谷
朝来署生野駅前交番	朝来市生野町口銀谷
朝来署生野警部派出所	朝来市生野町口銀谷
朝来署新町駐在所	朝来市生野町新町
龍野土木事務所引原ダム管理所	宍粟市波賀町日の原
染河内小学校	宍粟市一宮町能倉
宍粟警察署引原駐在所	宍粟市波賀町引原
宍粟署染河内駐在所	宍粟市一宮町能倉
神楽小学校	丹波市青垣町文室
福崎署上小田駐在所	神崎郡神河町上小田
福崎署長谷駐在所	神崎郡神河町栗
福崎署越知谷駐在所	神崎郡神河町越知
村岡高校	美方郡香美町村岡区村岡
出石特別支援学校みかた校	美方郡香美町村岡区川会
村岡中学校	美方郡香美町村岡区村岡
小代中学校	美方郡香美町小代区実山
村岡小学校	美方郡香美町村岡区村岡
小代小学校	美方郡香美町小代区実山
射添小学校	美方郡香美町村岡区川会

兎塚小学校	美方郡香美町村岡区福岡
長井小学校	美方郡香美町香住区大野
美方署村岡警部派出所	美方郡香美町村岡区村岡
美方署湯舟交番	美方郡香美町村岡区村岡
美方署川会駐在所	美方郡香美町村岡区入江
美方署小代駐在所	美方郡香美町小代区忠宮
美方署福岡駐在所	美方郡香美町村岡区福岡
美方署長井駐在所	美方郡香美町香住区小原
照来小学校	美方郡新温泉町桐岡
美方署桐岡駐在所	美方郡新温泉町桐岡
美方署井土駐在所	美方郡新温泉町井土

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成27年3月20日から施行する。  
(給料に関する経過措置)
- 2 この項から附則第9項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 切替日 この規則の施行の日をいう。
  - (2) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない職員の給与に関する規則（以下「職員給与規則」という。）別表第1から別表第4まで又は公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「教員給与規則」という。）別表第2若しくは別表第3に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職への異動をいう。
  - (3) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級をいう。
  - (4) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
  - (5) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
    - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
    - イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
    - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年兵庫県条例第6号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
    - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方公務員育休法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間
    - オ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第16条に規定する病気休暇又は勤務時間条例第18条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間
    - カ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年兵庫県条例第45号）により派遣されていた期間
    - キ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間
    - ク 職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第3条に規定する自己啓発等休業又は自己啓発等休業条例第10条の2に規定する配偶者同行休業をしていた期間
  - (6) 復職時調整 職員給与規則第19条の5、教員給与規則第18条の4、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年兵庫県人事委員会規則第5号。以下「派遣規則」という。）第5条、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号。以下「公益的法人等派遣規則」という。）第3条、職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第9条又は自己啓発等休業条例第9条若しくは第10条の7の規定による号給

の調整をいう。

- (7) 育児短時間勤務等 地方公務員育休法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。
  - (8) 再任用職員等異動 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号。以下「任期付職員条例」という。）第2条から第4条までの規定により採用された職員について行う勤務時間条例第3条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
  - (9) 人事交流等職員 切替日以降に、国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条第5項第2号又は公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号）第8条第5項第2号に規定する公庫等職員、職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。
- 3 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第43号。以下「改正条例」という。）附則第8項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
  - (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
  - (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
  - (4) 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員
  - (5) 切替日以降に再任用職員等異動をした職員
  - (6) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。
- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に職員給与規則第15条又は教員給与規則第14条の規定の例により同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の給料月額に相当する額（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年兵庫県条例第43号）附則第5項から第7項までの規定により給料として支給される額（以下「平成23年改正条例附則による給料」という。）を含む。）
  - (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、職員給与規則第14条又は教員給与規則第13条の規定の例により同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の給料月額に相当する額（平成23年改正条例附則による給料を含む。）
  - (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に職員給与規則第19条の5、教員給与規則第18条の4、派遣規則第5条、公益的法人等派遣規則第3条、子育て支援条例第9条又は自己啓発等休業条例第9条若しくは第10条の7の規定の例により同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の給料月額に相当する額（平成23年改正条例附則による給料を含む。）
  - (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
    - ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正条例第2条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「改正前の職員給与条例」という。）別表第1から別表第5まで又は改正条例第4条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号。以下「改正前の教員給与条例」という。）別表第1若しくは別表第2の給料表、改正条例第13条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年兵庫県条例第55号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項若しくは第2項の給料表又は改正条例第16条の規定による改正



第 7 項の規定に基づき教育長が教育委員会の許可を受けなければ兼ねてはならない地位」を加える。  
第 2 条中「法第38条第 1 項」の右に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第 7 項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）が在職する場合には、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までの間は、改正後の営利企業等の従事制限に関する規則第 1 条及び第 2 条の規定は適用せず、改正前の営利企業等の従事制限に関する規則第 1 条及び第 2 条の規定は、なおその効力を有する。



職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月13日

兵庫県人事委員会  
委員長 伊 藤 聡

**兵庫県人事委員会規則第 4 号**

**職員の任用に関する規則の一部を改正する規則**

職員の任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第10条の次に次の 1 条を加える。

(権限の委任)

第10条の 2 人事委員会は、警察職 1 級の職への採用の試験の権限を任命権者に委任する。

第12条の次に次の 1 条を加える。

(選考の実施の手続)

第12条の 2 採用の選考に当たっては、適切な方法により、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、職に必要とされる知識、経験等の性質が特殊である等の事情から公募により難しい場合又は別表第10の 1 の (3)に該当する場合にあっては、この限りでない。

第13条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第14号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第10の 1 の(1)中「警察職」を「警察職 2 級以上の職」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

**人 事 委 員 会 告 示**

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3月13日

兵庫県人事委員会  
委員長 伊 藤 聡

**兵庫県人事委員会告示第 1 号**

**職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程**

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第 3 号)の一部を次のように改正する。

第20条の 5 第 2 項第 1 号中「職員となった日」の右に「、地方公務員法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用（同法第28条の 2 第 1 項の規定により勤務した

後退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員にあっては、当該再任用をされた日」を加え、同項第2号中「職員となった日」の右に「、再任用をされた職員にあっては、当該再任用をされた日」を加え、同条第3項第1号及び第4項第5号中「職員となった日」の右に「、再任用をされた職員にあっては、当該再任用をされた日」を加え、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 再任用をされた職員のうち、再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所を条例第17条の2第1項、規則第33条の5第1号から第5号まで又は第2号、第3号若しくは第5号の事務所等とみなした場合に、当該再任用をされる前から引き続き条例第17条の2第1項、規則第33条の5第1号から第5号まで又は第2号、第3号若しくは第5号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員第20条の9第2項中「職員となった日」の右に「、再任用をされた職員にあっては、当該再任用をされた日」を加える。

第22条の2第2項中「管理職員特別勤務（条例第24条の2第1項の規定による勤務をいう。以下同じ。）」を「条例第24条の2第1項の規定による勤務」に、「週休日等以外の日から週休日等に引き続き勤務のうち当該週休日等において勤務に従事した時間が短時間である勤務以外の」を「その前日である週休日等以外の日から引き続き」に、「週休日等以外の日」を「当該前日」に、「1の」を「一の」に改め、同条第3項中「管理職員特別勤務」を「条例第24条の2第1項の規定による勤務及び同条第2項の規定による勤務」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第24条の2第2項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

第22条の2第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第24条の2第2項の規定による勤務は、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続き勤務を含む。）とし、連続する勤務の始まり（当該前日から週休日等以外の日に引き続き勤務にあっては、当該週休日等以外の日の午前零時）から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等以外の日において勤務の開始が2以上ある場合は、当該週休日等以外の日に始まる勤務の全てを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。

第22条の4中「勤務に従事した年月日、勤務に従事した職員の氏名、職員の占める職及びその職に係る職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号。以下「管理職手当規則」という。）別表第1に掲げる区分（管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）、勤務の内容、勤務の開始時刻及び終了時刻、休憩等の時間、実働時間数並びに週休日等の振替え又は勤務時間条例第6条に規定する4時間の勤務時間の割振り変更が行えなかった理由等」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 勤務に従事した年月日（「週休日等」又は「週休日等以外の日」の別を含む。）
- (2) 勤務に従事した職員の氏名
- (3) 職員の占める職及びその職に係る職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号。以下「管理職手当規則」という。）別表第1に掲げる区分（管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）
- (4) 勤務の内容（条例第24条の2第1項の規定による勤務又は同条第2項の規定による勤務の別を含む。）
- (5) 勤務をすることが必要であった理由
- (6) 勤務の開始時刻及び終了時刻
- (7) 休憩等の時間
- (8) 実働時間数
- (9) 条例第24条の2第1項の規定による勤務にあっては、週休日等の振替え又は勤務時間条例第6条に規定する4時間の勤務時間の割振り変更が行えなかった理由
- (10) その他参考となる事項

別表第5警察署の項中「署長補佐」を「次長  
署長補佐」に改める。

別紙様式第12の記入上の注意の部7中「職員となった日」との右に「、再任用をされた職員にあっては、異動」とあるのを「再任用をされた日」とを加える。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第20条の5第2項第1号中「職員となった日」の右に「、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用(同法第28条の2第1項の規定により勤務した後退職した日(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。)をされた職員にあっては、当該再任用をされた日」を加え、同項第2号中「職員となった日」の右に「、再任用をされた職員にあっては、当該再任用をされた日」を加え、同条第3項第1号及び第4項第5号中「職員となった日」の右に「、再任用をされた職員にあっては、当該再任用をされた日」を加え、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 再任用をされた職員のうち、再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所を条例第19条の2第1項、規則第32条の5第1号から第5号まで又は第2号、第3号若しくは第5号の学校等とみなした場合に、当該再任用をされる前から引き続き条例第19条の2第1項、規則第32条の5第1号から第5号まで又は第2号、第3号若しくは第5号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

第20条の9第2項中「職員となった日」の右に「、再任用をされた職員にあっては、当該再任用をされた日」を加える。

第21条の2第2項中「管理職員特別勤務(条例第27条の2第1項の規定による勤務をいう。以下同じ。)」を「条例第27条の2第1項の規定による勤務」に、「週休日等以外の日から週休日等に引き続き勤務のうち当該週休日等において勤務に従事した時間が短時間である勤務以外の」を「その前日である週休日等以外の日から引き続き」に、「週休日等以外の日」を「当該前日」に、「1の」を「一の」に改め、同条第3項中「管理職員特別勤務」を「条例第27条の2第1項の規定による勤務及び同条第2項の規定による勤務」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第27条の2第2項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

第21条の2第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第27条の2第2項の規定による勤務は、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に始まる勤務(その前日である週休日等以外の日から引き続き勤務を含む。)とし、連続する勤務の始まり(当該前日から週休日等以外の日に引き続き勤務にあっては、当該週休日等以外の日の午前零時)から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等以外の日において勤務の開始が2以上ある場合は、当該週休日等以外の日に始まる勤務の全てを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。

第21条の4中「勤務に従事した年月日、勤務に従事した職員の氏名、職員の占める職又は職務及びその職又は職務に係る第33条第1項各号に掲げる区分、勤務の内容、勤務の開始時刻及び終了時刻、休憩等の時間、実働時間数並びに週休日等の振替え又は勤務時間条例第6条に規定する4時間の勤務時間の割振り変更が行えなかった理由等」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 勤務に従事した年月日(「週休日等」又は「週休日等以外の日」の別を含む。)
- (2) 勤務に従事した職員の氏名
- (3) 職員の占める職及びその職に係る職員の管理職手当を受ける職員の占める職に係る規則別表第16の3に掲げる区分(規則第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分)
- (4) 勤務の内容(条例第27条の2第1項の規定による勤務又は同条第2項の規定による勤務の別を含む。)
- (5) 勤務をすることが必要であった理由
- (6) 勤務の開始時刻及び終了時刻
- (7) 休憩等の時間
- (8) 実働時間数
- (9) 条例第27条の2第1項の規定による勤務にあっては、週休日等の振替え又は勤務時間条例第6条に規定する4時間の勤務時間の割振り変更が行えなかった理由
- (10) その他参考となる事項

別紙様式第11の記入上の注意の部7中「職員となった日」との右に「、再任用をされた職員にあっては、

「異動」とあるのを「再任用をされた日」とを加える。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する実施規程別表第5の改正規定は、平成27年3月20日から施行する。